

定 款

2025 年 6 月 11 日改正

株式会社ヤマナカ

株式会社 ヤ マ ナ カ 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社ヤマナカと称する。

英文ではYAMANAKA CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 食料品、衣料品、日用雑貨品、家具製品ならびに家庭用電気製品の加工、製造および販売
2. 化粧品、医薬品、医薬部外品、医療用具、農薬、劇物および毒物の販売
3. 全酒類、塩、米穀、煙草、切手・印紙、古物、計量機器および当せん金付証票法に基づく富くじの販売
4. 薬局の経営
5. 自動車、自転車、軽車両その他運搬車等の車両およびこれらの部品、付属品の販売ならびに整備業
6. 生花、園芸植物、肥料および園芸用品ならびにペット用品の販売
7. 建築資材、厨房機器、事務用機器、通信用機器、包装用機器、包装資材、防災機器、防犯機器および光学機器の販売および取付け
8. 飲食店、喫茶店、遊戯場、クリーニング業、駐車場ならびにガソリンスタンドの経営
9. 農園、牧畜業および養鶏業の経営
10. フラワーショップ、ペットショップ、ヘルスセンター、スポーツクラブ、ホテル、冠婚葬祭場の経営、マンションの賃貸および分譲ならびにこれらに関する仲介および斡旋業
11. 不動産の売買および賃貸・仲介業務ならびに建物内外の保守管理、警備、清掃業務

12. 建築、土木、設備、建物内装、造園工事の設計監理、施工ならびにこれらに関する斡旋業
13. 小売業の経営指導および業務受託
14. 会計および統計等の計算センターの経営
15. 第1号・第2号・第3号・第5号・第6号および第7号に掲げる商品の卸売業および輸出入業
16. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
17. 貨物運送業ならびに倉庫業
18. 電気通信事業法に基づく通信回線利用者の募集およびその利用権の販売促進に関する代理店業
19. 情報処理サービス業および情報提供サービス業
20. 通信販売業および訪問販売業
21. 家事代行サービス業
22. 労働者派遣事業
23. 発電事業およびその管理・運営ならびに売電に関する事業
24. 前各号に附帯または関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当社は本店を名古屋市に置く。

（機 関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

（単元株式数）

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式を有する株主の権利）

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第11条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

（招 集）

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 20 日とする。

2. 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を決めることができる。

（招集権者および議長）

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等の電子提供措置）

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

（取締役の員数）

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

（取締役の選任方法）

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。

（相談役）

第22条 取締役会は、その決議によって相談役を置くことができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該社外取締役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

（事業年度）

第33条 当社の事業年度は、毎年3月21日から、翌年3月20日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 34 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第 35 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 20 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 20 日とする。

3. 前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第 1 条 当社は、第 68 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。